

令和8年度 千代田区職員採用選考案内 福祉Ⅱ類〔保育士・児童指導・福祉〕



令和8年6月
千代田区

1 受験資格・採用予定数等

区分	職種	職務	受験資格		採用 予定数	配属先
			年齢	その他		
Ⅱ類	福祉	保育士 児童指導 福祉	昭和58年4月2 日から平成19年 4月1日までに生 まれた方	<u>保育士資格を有 し、都道府県知 事の登録を受け ている方*</u>	7名 程度	区立保育園、こども 園、児童館等(※い ずれも敷地内禁煙)

*保育士資格を取得見込みの方は、採用日の前日までに都道府県知事の登録を受ける必要があります。

注意事項

- ※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、日本国籍以外の方は「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。
- ※ 令和8年度千代田区職員採用選考〔保育士経験者採用〕にすでに申し込んでいる方または申し込む予定のある方は受験できません。
- ※ 現に千代田区の職員である方は受験できません。ただし、現に千代田区の職員で教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」若しくは「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません(<参考>を参照)。

<参考>

—地方公務員法第16条(欠格条項)—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

2 選考

(1)第1次選考

選考日	令和8年8月23日(日) 試験時間及び受験方法の詳細は、受験票送付の際にお知らせします。	
選考方法	SPI(テストセンター方式)	性格検査 約30分 基礎能力検査(言語分野・非言語分野) 約30分
合格発表	令和8年9月中旬(予定)までに、合否にかかわらず受験者全員に千代田区ポータルサイト上でお知らせします。	

(2)第2次選考

選考日	令和8年9月16日(水)または9月18日(金)(予定) 試験日時や選考会場等の詳細は、「第1次選考合格通知」でお知らせします。	
選考方法	面接	個別面接 人物及び職務知識等について
合格発表	令和8年10月下旬(予定)までに、合否にかかわらず受験者全員に郵送でお知らせします。	

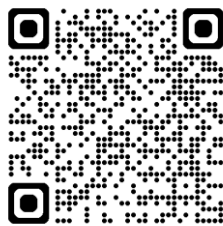
3 採用時期

原則として、令和9年4月1日(予定)です。

4 申込手続

原則として、インターネットから申込みを受け付けます。千代田区ポータルサイトにアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力してください。

なお、申込みに当たっては、「顔写真」をアップロードする必要がありますので、あらかじめご準備いただくようお願いいたします。

申込受付期間 令和8年6月19日(金)から同年8月5日(水)まで	
申込先 下記区ホームページに千代田区ポータルサイトへのリンクを掲載しています。 https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/jinji/boshu/chiyoda/hoikushi.html	
※右記二次元コードからもアクセスできます。	

※ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、申込みを受け付けた旨のメールが送信されます。メールが届かない場合は、必ず申込受付期間中に下記問合せ先までご連絡ください。

※ システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

※ インターネットからの申込みができない場合には、下記問合せ先までご連絡ください。

※ 申込時の入力内容により、受験資格の確認を行います。入力内容に虚偽があった場合、職員として採用される資格を失うことがありますので、ご注意ください。

5 受験票

令和8年8月13日(木)以降に千代田区ポータルサイト上でお送りします。

なお、令和8年8月18日(火)までに届かない場合には、下記問合せ先までお問い合わせください。

6 勤務条件

給与	初任給 約 255,600 円 (令和8年4月1日現在) ・この初任給には、地域手当を含んでいます。 ・採用前に職務経験等がある人は、一定の基準により加算される場合があります。 ・採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。 ・このほか条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
勤務時間	7:00～20:30の間で、休憩時間を除き1日あたり7時間45分、週あたり38時間45分勤務です。 ※ ローテーションにより、土曜日の勤務となる場合があります。
休暇等	4月からの採用の場合、1年度に20日の年次有給休暇が付与されます。それ以外の場合は、採用の月に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。 このほか、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。
週休日・休日	日曜日及び4週あたり4日、国民の祝日、年末年始

7 児童福祉法等の一部を改正する法律に基づく対応について

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)に基づき、本採用選考の最終合格後に「保育士特定登録取消管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、内定を取り消す場合があります。

8 こども性暴力防止法に基づく対応について

本業務へ従事するにあたっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。))に基づき、一部の職種では対象業務へ従事するに当たり、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込時に特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、内定を取り消す場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものとします。(「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は<参考>を参照)

<参考>

—学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)—

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰する

ものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第百七十八條の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

9 個人情報の取り扱いについて

本採用選考の実施に当たり収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用し、千代田区民ポータルサイト利用規約の則り厳重に管理します。

10 問合せ先

〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区役所 政策経営部人事課(区役所6階)
電話:03-5211-4149(直通)